

小牧市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期 令和10年3月31日まで

(敬称略・順不同)

職 名 等	氏 名
区長会代表者	
理事（小牧南地区委員）	野村 重樹
理事（小牧地区委員）	中野 幹也
理事（巾下地区委員）	船橋 充
理事（味岡地区委員）	丹羽 俊久
理事（篠岡地区委員）	稲垣 淳郎
理事（北里地区委員）	長谷川 隆則
各種団体代表者	
小牧市女性の会	稲垣 幸子
こまき環境市民会議	今枝 正
小牧市消費生活改善推進員会	宇佐美 史夫
小牧商工会議所	長谷川 宜史
小牧青年会議所	志村 雄司
尾張中央農業協同組合	市岡 信英
事業者代表	
愛知県食品衛生協会 小牧支部	高橋 美喜雄
愛知県宅地建物取引業協会北尾張支部	斉木 良二
(株)不二屋（ナフコ）	清田 啓嗣
学識経験者	清水 真
公募による委員	伊藤 瞳
//	小澤 美苗
//	今枝 稔明
//	馬場 容子

小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（抜粋）

（小牧市廃棄物減量等推進審議会）

第 6 条 一般廃棄物の減量等に関する事項その他市長が必要と認める事項について調査審議するため、小牧市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

3 前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則（抜粋）

（小牧市廃棄物減量等推進審議会委員）

第3条 条例第6条第2項の小牧市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の公開）

第6条 審議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開するものとする。

- (1) 小牧市情報公開条例（平成12年小牧市条例第39号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

小牧市廃棄物減量等推進審議会運営要綱

平成20年4月1日
19小環政第1145号

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の減量及び再利用の促進を図り、もって循環型社会を形成するため、小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成19年小牧市条例第21号）第6条第1項に規定する小牧市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則（平成20年小牧市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 一般廃棄物処理計画に基づく実施計画等の推進に関すること。
- (2) 廃棄物の減量、再利用等の推進に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 次の各号に掲げる規則第3条第1項に規定する委員の人数は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地域の代表者 6人
- (2) 各種団体の代表者 6人
- (3) 事業者の代表者 3人
- (4) 学識経験者 1人
- (5) その他市長が必要と認める者 4人

(専門部会の設置)

第4条 審議会に専門の事項を調査研究させるため専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、委員のうちから会長が任命する。
- 3 部会の委員は、当該専門の事項に関する調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

(関係者の出席)

第5条 審議会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議録の公開)

第6条 会長は、会議の内容を記録した議事録を作成し、保存するものとする。

(秘密の保持)

第7条 審議会の委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第8条 審議会の事務局は、ごみ政策課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 小牧市廃棄物減量等推進協議会設置要綱（平成12年8月31日12小清第129号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

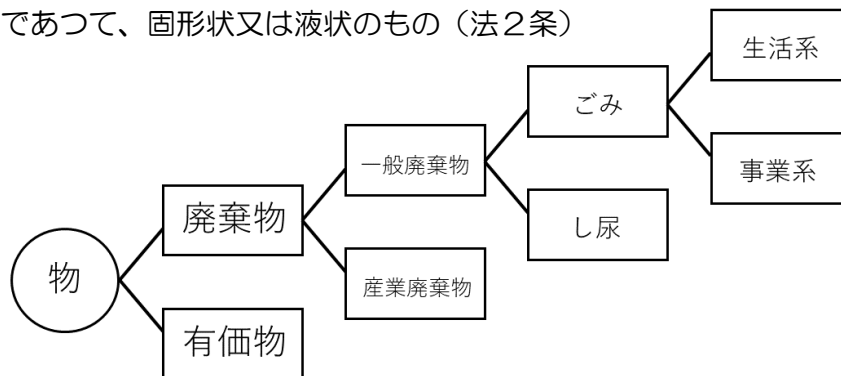
廃棄物について

1 「廃棄物」とは

廃棄物については、環境基本法の下位法である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」で定められています。

【廃棄物の定義】

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚泥又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（法2条）



廃棄物…占有者が自ら利用し、または他人に有償で譲渡することができないために不要となったもの。物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して廃棄物に該当するか判断すべきもの。

有価物…価値がある物、売買の対象となる物

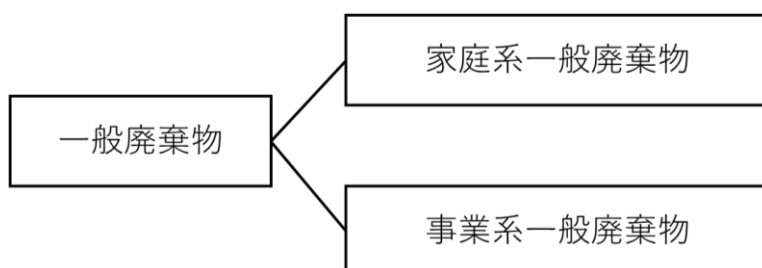
一般廃棄物…産業廃棄物以外の廃棄物

産業廃棄物…廃棄物処理法及び施行令で定められた19種の事業系廃棄物

市に処理責任があります

あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻	石炭殻、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
	汚泥	排水処理後の泥状のもの、各種製造業の製造工程で排出された泥状のものなど
	廃油	動植物性油、鉱物性油、潤滑油、洗浄用油など
	廃酸	酸性の廃液（写真現像廃液、廃硫酸、廃塩酸など）
	廃アルカリ	アルカリ性の廃液（写真現像廃液、廃ガス洗浄廃液など）
	廃プラスチック類	廃ペットボトル、合成樹脂くず、廃発泡スチロール、廃タイヤなど ※ポリ袋、PPバンド、従業員が食べた弁当の容器も含まれます。
	ゴムくず	天然ゴムくずなど
	金属くず	鉄くず、非鉄金属くず
	ガラスくず（空きびんなど）・コンクリートくず及び陶磁器くず	
	鋳さい	製鉄所の炉等から出る残さいなど
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片など
ばいじん	工場の排ガスを処理して得られるばいじん	
特定の事業活動に伴うもの	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くず、並びにPCBが塗布され又は染み込んだもの※
	木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木くず、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係る木くず並びにPCBが染み込んだもの※
	繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工場（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず並びにPCBが染み込んだもの※
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
	動物系固形不要物	と畜場等から発生した動物に係る固形状の不要物
	動物のふん尿	畜産農業から排出されるもの
動物の死体	畜産農業から排出されるもの	
※貨物の流通のために使用したパレットとPCBが塗布され又は染み込んだものについては、業種の規定はありません。		
上記の19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの コンクリート固型化物など		

●市に処理責任がある一般廃棄物について



市に処理責任が帰属する一般廃棄物は、家庭から排出される家庭系一般廃棄物と、事業活動を伴い排出される事業系一般廃棄物の2種類に分かれます。

本市の一般廃棄物処理計画では、家庭系一般廃棄物について、市民は市が定めた分別区分に従い、あらかじめ指定された場所、ごみ集積場に市が定めたルールで排出していただき、市が収集・処理することとしています。一方、事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物については、事業者の責任の下で自ら処理をすることとしています。

●廃棄物処理業（処分業、収集運搬業）の許可について

	許可の種類	許可権限者
処理業	一般廃棄物収集運搬業	市町村長
	一般廃棄物処分業	市町村長
	産業廃棄物収集運搬業	都道府県知事（政令市では市長）
	産業廃棄物処分業	都道府県知事（政令市では市長）
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	都道府県知事（政令市では市長）
	特別管理産業廃棄物処分業	都道府県知事（政令市では市長）
施設設置	一般廃棄物処理施設	都道府県知事（政令市では市長）
	産業廃棄物処理施設	都道府県知事（政令市では市長）

排出事業者の責任の下で処理される事業系一般廃棄物については、市の許可業者による収集運搬か、自社運搬にて一般廃棄物処理場へ運ばれ処理されます。剪定枝類や食品残渣など再資源化ができるものについては、他市町村の再資源化施設への搬入を行っていますが、やむなく溶融処理をしなければならないものについては、小牧岩倉エコルセンターへ搬入してもらい、排出事業者が処理料金を負担して処理を行っています。

2 最近の小牧市でのごみ施策について

〈平成29年4月〉

●「雑がみ」の排出ルール簡素化

これまで感熱紙などの禁忌品や、金属・ビニールなどの混合物は、ひと手間加えるか「燃やすごみ」として排出する必要があったが、処理能力の高い静岡市のコアレックス信栄㈱と契約を締結し、油などで汚れた紙以外は「雑がみ」として排出できるよう簡素化を行った。

〈平成30年10月〉

●燃やすごみ集積場に排出された剪定枝類の資源化

平成27年度に開始した剪定枝類の資源化について、2か所での拠点回収のみ資源化の対象としていたが、通常の燃やすごみと剪定枝類を分けて収集し、集積場排出の剪定枝類についても再資源化できるよう収集体制の見直しを行った。

〈平成30年10月〉

●小型の「破碎ごみ」（概ね15cm以下）の簡素化

「破碎ごみ」のプラスチック製品、ゴム製品、革製品のうち、概ね15cm以下であれば「燃やすごみ」として排出できるようルールを緩和した。

〈平成31年4月〉

●「雑がみ」の毎週回収

平成29年に簡素化した「雑がみ」の排出利便性向上を図り、毎週回収へ変更した。

〈令和2年4月〉

●スプレー缶排出時の穴あけ不要

排出時の不適正処理による爆発事故を未然防止する目的で、市民による穴開け作業を不要とし、市が業者へ委託することとした。

〈令和5年1月〉

●剪定枝類に花とつるを追加

花とつるを剪定枝類として排出可能とした。

〈令和6年4月〉

●プラスチックの一括回収

従来燃やすごみや破碎ごみとして排出していたプラスチック製品とプラスチック製容器包装をプラスチック類として同じ袋で排出できるよう簡素化した。

〈令和7年1月〉

●危険ごみの名称を「発火性危険ごみ」に変更

スプレー缶による火災事故の予防と名称変更による分別の徹底のため危険ごみの名称を変更した。

〈令和7年4月〉

●燃やすごみの名称を「燃やすしかないごみ（分別がんばったけどこれ以上はリサイクルできないごみ）」に変更し、燃やすしかないごみ指定袋にバイオマス原料を配合

市民の分別意識を向上させ、燃やすごみの減量を図るため、燃やすごみの名称を変更した。

また、環境負荷低減のためバイオマス原料を配合した指定袋に変更した。（令和7年秋頃販売予定）

〈令和8年4月〉

●フロン使用製品の排出利便性向上

フロン使用製品について、これまでは専門業者に処理料金を支払って処理しなければならなかったが、小牧岩倉エコルセンターに直接持込可能とした。

【参考】 令和7年度燃やすしかないごみ組成分類調査結果

